

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

平成30年8月21日

いわき市長 清水 敏男

1 入札に付す事項

|         |   |
|---------|---|
| 工 事 名   | 町通・内田線道路改良工事（第二工区）  |
| 工 事 場 所 | いわき市勿来町窪田小島 地内  |
| 工 事 種 類 | 土木一式工事  |
| 工 事 概 要 | 施工延長 L=160.0m、W=6.0～10.0m<br>ボックスカルバート工（1100×600）L=90.0m<br>側溝工 L=138.6m<br>集水樹 N=1基<br>舗装工 A=1,186.4m <sup>2</sup> |
| 工 期     | 平成31年3月25日まで  |

2 入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

| 入 札 参 加 形 態                           | 単体企業  |        |       |       |       |        |       |        |      |
|---------------------------------------|---|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|------|
| 基 本 要 件                               | <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。</p> <p>いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</p> <p>公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。</p> <p>公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。</p> |        |       |       |       |        |       |        |      |
| 地 域 要 件                               | いわき市内に本店を有する者であること。   |        |       |       |       |        |       |        |      |
| 登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値 | <p>平成30年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種類</th> <th>等級別格付</th> <th>建設業許可</th> <th>総合評定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>特A又はA</td> <td>特定又は一般</td> <td>要件なし</td> </tr> </tbody> </table>                          | 工事種類   | 等級別格付 | 建設業許可 | 総合評定値 | 土木一式工事 | 特A又はA | 特定又は一般 | 要件なし |
| 工事種類                                  | 等級別格付   | 建設業許可  | 総合評定値 |       |       |        |       |        |      |
| 土木一式工事                                | 特A又はA   | 特定又は一般 | 要件なし  |       |       |        |       |        |      |
| 技 術 者 要 件                             | <p>業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。</p> <p>なお、この工事について、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用されていない者であっても配置することができる。</p>  |        |       |       |       |        |       |        |      |

3 入札参加手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加手続は、要しない。

4 設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

|           |  |
|-----------|--|
| 販売の期間及び場所 |  |
| 期 間       | 平成30年8月21日(火) から 平成30年9月14日(金) まで<br>販売場所の営業日の営業時間内に限る。  |
| 場 所       | <p>(株)いわきコピーセンター<br/>住 所：いわき市平字作町3丁目4番地の5<br/>連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638<br/>購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに「設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)」によりファクシミリにて(株)いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。</p> <p>設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)は、市ホームページ(「事業者の方へ」「入札・契約」「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内)からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。</p> |

|                |  |
|----------------|--|
| 貸出の期間及び場所      |  |
| 期 間            | 平成30年8月21日(火) から 平成30年9月14日(金) まで<br>閉庁日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日)を除く。<br>借り受けた場合の返却期限は、次のとおりとする。<br>・ 午前8時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後5時まで<br>・ 正午から午後5時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで<br>(翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで) |
| 場 所            | いわき市財政部契約課(本庁舎7階)<br>貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)を借受時に持参することとし、借り受けた者は、これを複写することができる。<br>設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)は、市ホームページ(「事業者の方へ」「入札・契約」「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内)からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。  |
| 設計図書に対する質問     |  |
| 期 間            | 平成30年8月21日(火) から 平成30年9月3日(月) 午後5時まで   |
| 提 出 先          | いわき市土木部土木課 電子メール doboku@city.iwaki.lg.jp<br>又はFAX 0246(24)2119   |
| 質 問 の 方 法      | 設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書(第7号様式)に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。なお、電話等による質問は、受け付けない。<br>質疑応答書(第7号様式)は、市ホームページ(「事業者の方へ」「入札・契約」「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内)からダウンロードにて入手すること。   |
| 設計図書に対する質問への回答 |  |
| 回 答 期 日        | 平成30年9月6日(木)   |
| 回 答 の 方 法      | 回答は、回答期日に質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。<br>なお、質問及び回答の内容は、いわき市財政部契約課(本庁舎7階)で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。  |

## 5 入札日時

|           |   |
|-----------|---|
| 入札の日時及び場所 |   |
| 初度の入札方法   | 郵便入札  |
| 郵 送 方 法   | 一般書留郵便又は簡易書留郵便  |
| 郵 送 開 始 日 | 平成30年9月11日(火)   |
| 到 着 期 限   | 平成30年9月18日(火) 日本郵便株式会社 いわき郵便局必着   |
| 宛 先       | 〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留 いわき市役所財政部契約課<br>封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ(「事業者の方へ」「入札・契約」中の「一般競争入札情報」内)からダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送してすること。   |
| 郵 送 す る 物 | 入札書<br>設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し<br>設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)<br>設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)<br>「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し(開札日現在で有効なものをおい、いわき市に提出している場合は、免除)<br>工事費内訳明細書   |
| 開 札 日 時   | 平成30年9月19日(水) 午後2時  |
| 開 札 場 所   | いわき市役所本庁舎7階 入札室   |
| 備 考       | 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は、認めない。<br>入札書及び工事費内訳明細書に係る届出書は、市ホームページ(「事業者の方へ」「入札・契約」中の「一般競争入札情報」内)からダウンロードしたものを使用すること。<br>郵便入札の条件に反した入札書については、無効とする。(郵便入札心得参照)<br>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 再 度 の 入 札 | 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、初度入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。<br>再度の入札において、初度入札の開札時から立ち会わない入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加は認めないので、再度の入札に参加しようとする者は、開札の時間までに開札場所に到着していること。<br>再度の入札において、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させること。<br>再度の入札においては、工事費内訳明細書の提出を求めない。                                |

## 6 契約条項を示す場所及び期間

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 場 所 | いわき市財政部契約課（本庁舎7階）                 |
| 期 間 | 平成30年8月21日(火) から 平成30年9月19日(水) まで |

## 7 保証金及び支払条件

|       |   |
|-------|---|
| 入札保証金 | 免除とする。  |
| 契約保証金 | 請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 |
| 前金払   | 財務規則第83条の2第1項の規定により請負代金額の50%以内の額とする。                              |
| 中間前金払 | 財務規則第83条の2第2項の規定により請負代金額の20%以内の額とする。                              |
| 部分払   | 1回以内とする。  |

8 最低制限価格 この入札には、最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳明細書 この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

10 現場代理人 この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

11 工事の区分 この工事は、復興工事に該当する。

12 その他 「いわき市建設工事等に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」及び「いわき市建設工事等に係る郵便入札実施要領」並びに「入札心得（郵便入札用）」、「工事費内訳明細書の作成に係る留意事項」、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」及び「郵便入札に関するQ & A」に示すとおりとし、当該要領及び心得等は、6に示す場所にて閲覧に供する。

13 問い合わせ先 いわき市財政部契約課 0246(22)7419